

■点検項目 3 関係（日雇派遣）

派遣元事業主は、その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者（日々又は 30 日以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。）に従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務について労働者派遣をする場合、又は雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合等を除き、その雇用する日雇労働者について労働者派遣を行ってはなりません（派遣法 35 の 4 ①）。

労働契約の期間が 31 日以上であれば、労働者派遣契約の期間が 30 日以内であったとしても、日雇派遣の禁止に違反するものではありませんが、例えば、労働者派遣の期間が 1 日しかないにもかかわらず 31 日以上労働契約を締結する、労働契約の初日と最終日しか労働者派遣の予定がないにもかかわらず当該期間を通じて労働契約を締結するなど、社会通念上明らかに相当とはいえない労働契約については、日雇派遣の禁止の適用を免れることを目的とした行為であると解されるので行ってはいけません。日雇派遣の禁止の例外として認められるものは、次のとおりです。

【例外①：日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務（派遣令 4 条の業務）】

- ◆情報処理システム ◆機械設計 ◆事務用機器操作 ◆通訳、翻訳、速記 ◆秘書 ◆ファイリング
- ◆調査 ◆財務 ◆貿易 ◆デモンストレーション ◆添乗 ◆受付・案内 ◆研究開発
- ◆事業の実施体制の企画・立案 ◆書籍等の制作・編集 ◆広告デザイン ◆OA インストラクション
- ◆セールスエンジニアの営業・金融商品の営業 ◆社会福祉施設等において看護師が行う看護業務

【例外②：雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合】

- ◆60 歳以上の者
- ◆雇用保険の適用を受けない学生（いわゆる「昼間学生」）
- ◆副業として従事する者（生業収入※（主たる業務の収入）が 500 万円以上の者に限る。）
- ◆主たる生計者以外の者（世帯収入※が 500 万円以上の者に限る。）

※ 収入要件を満たしているか否かの確認は、労働者派遣の対象となる日雇労働者本人やその配偶者等の所得証明書、源泉徴収票の写し等によることを基本とし、合理的な理由によりこれらの書類等が用意できない場合等には、やむを得ない措置として労働者派遣の対象となる日雇労働者本人からの申告(誓約書の提出)によることとしても差し支えありません。